

デモンストレーター等の他連盟公式事業に係る派遣規程

(根 拠)

第1条 本連盟が、教育本部規程第6条及び第7条に基づき、委嘱または認定を受けているSAJ 専門委員、デモンストレーター（以下「デモンストレーター等」という。）の外部派遣についてこれを定める。

(目 的)

第2条 デモンストレーター等を外部へ派遣する場合の公平な対応を図ることを目的とする。

(派遣要請条件)

第3条 SAJ・SAHが主催し、デモンストレーター等を使って直接行う事業を除き、他連盟及び他団体がデモンストレーター等の派遣を要請する場合は、本連盟教育本部長あて文書で依頼しなければならない。

(優先順位)

第4条 デモンストレーター等の派遣優先順位は下記の通りとする。

(1) SAJが主催し、ナショナルデモ、 SAJデモを使って行う公式事業（年間事業計画に記載されているものとし、その他緊急事業が生じた場合は別途協議する。）

(2) SAHがデモンストレーター等を使って行う公式事業（年間事業計画に記載されているものとし、その他緊急事業が生じた場合は別途協議する。）

(3) デモンストレーター等が自分の勤務する職場内のスキー事業（指導）

（事前に本連盟教育本部あて文書、または報告を受けている場合は、協議によって最優先になることもある。）

(4) 他連盟の公式事業に派遣要請を受けている場合

なお、他団体から本連盟へ派遣要請を受けている場合は、上記の優先順位とするが、本連盟へ文書で依頼または連絡を受理した日付によって協議することもある。

(派遣料金)

第5条 他連盟への公式事業派遣料金は、別途協議する。

(規程の遵守)

第6条 デモンストレーター等は、外部からの派遣要請に際し、この規程を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附則

平成18年12月 1日 制定

平成24年 8月 1日 改定

平成28年 9月25日 改正

平成30年 7月16日 改正